

砂川市規則第20号
令和4年3月31日

砂川市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市会計規則の一部を改正する規則

砂川市会計規則（平成17年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「学務課長」の次に「、学校再編課長」を加える。

別表1中

「

〃	庁舎建設推進課	庁舎建設推進課長	〃
---	---------	----------	---

」

を

「

〃	D X 推進課	D X 推進課長	〃
---	---------	----------	---

」

に、

「

〃	学務課	学務課長	〃
---	-----	------	---

」

を

「

〃	学務課	学務課長	〃
〃	学校再編課	学校再編課長	〃

」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

出納員の設置箇所及び取扱事務

区分	設置箇所	委任する職名	取扱事務
現金出納員	会計課	会計課長	現金の出納員の事務
物品出納員	〃	〃	物品出納保管の事務
〃	総務課	総務課長	〃
〃	市長公室課	市長公室課長	〃
〃	政策調整課	政策調整課長	〃
〃	D X 推進課	D X 推進課長	〃
〃	市民生活課	市民生活課長	〃
〃	税務課	税務課長	〃
〃	社会福祉課	社会福祉課長	〃
〃	介護福祉課	介護福祉課長	〃
〃	ふれあいセンター	ふれあいセンター所長	〃
〃	子ども通園センター	子ども通園センター所長	〃
〃	商工労働観光課	商工労働観光課長	〃
〃	農政課	農政課長	〃
〃	開発推進課	開発推進課長	〃
〃	土木課	土木課長	〃
〃	建築住宅課	建築住宅課長	〃
〃	議会事務局	事務局次長	〃
〃	監査事務局	事務局長	〃
〃	学務課	学務課長	〃
〃	学校再編課	学校再編課長	〃
〃	社会教育課	社会教育課長	〃
〃	スポーツ振興課	スポーツ振興課長	〃
〃	公民館	公民館長	〃
〃	図書館	図書館長	〃
〃	学校給食センター	学校給食センター所長	〃